

# 令和6年度愛媛県立医療技術大学 助産学専攻科入学者選抜要項

## ○入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

助産師は、あらゆるライフステージにある女性と家族を支援するために、母子や家族に寄り添える豊かな人間性と助産学の知識・技術に基づく高度な実践能力を必要とする職業です。

現代の少子・高齢社会においては、母子保健を担う助産師に求められるニーズは幅広く、医療機関のほか、助産所・保健所・市町村など、多様な分野における活躍が期待されています。

このような社会のニーズに応えられる人材を育成するために、助産学専攻科では下記のような入学生を求めます。

- 生命誕生に強い関心を持ち、主体的に助産学を学習できる人
- 協調性と責任感を持ち、対象に真摯に向き合える人
- 助産師として母子の健康に貢献する意志をもつ人

専攻科名	助産学専攻科			
募集人員	地域枠		一般枠	
	本学枠	本学枠以外	本学枠	本学枠以外
	4人	4人	1人	3人
出願資格	<p>次の①から⑧のいずれかに該当し、かつ看護師免許を有するか又は看護師国家試験受験資格（令和6年2月受験資格取得見込みの者を含む。）を有する女子</p> <p>① 学校教育法第83条の大学を卒業した者又は令和6年3月までに卒業見込みの者</p> <p>② 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者又は令和6年3月までに授与される見込みの者</p> <p>③ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者又は令和6年3月までに修了見込みの者</p> <p>④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者又は令和6年3月までに修了見込みの者</p> <p>⑤ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者又は令和6年3月までに修了見込みの者</p> <p>⑥ 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって⑤の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者</p> <p>⑦ 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者又は令和6年3月までに修了見込みの者</p> <p>⑧ 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）</p>			

	地域枠		一般枠	
	本学枠	本学枠以外	本学枠	本学枠以外
出願要件	出願資格に加えて、次に掲げる要件をすべて満たす者 ①令和6年3月に本学を卒業見込みであること ②合格した場合は入学することを確約できること ③修了後は、愛媛県内医療機関等に就業する強い意志を明確に持っていること	出願資格に加えて、次に掲げる要件をすべて満たす者 ①合格した場合は入学することを確約できること ②修了後は、愛媛県内医療機関等に就業する強い意志を明確に持っていること	出願資格に加えて、次に掲げる要件をすべて満たす者 ①令和6年3月に本学を卒業見込みであること ②合格した場合は入学することを確約できること	出願資格を満たす者
選抜方法	学力検査〔看護学〕（200点）、面接（100点）の結果を総合して判定します。（合計300点）			
試験実施日	令和5年11月19日（日）			
出願期間	令和5年11月1日（水）～11月7日（火）必着			
合格発表日	令和5年11月30日（木）			
入学手続期間	令和5年12月1日（金）～12月7日（木）			
その他	<p>*1 学力検査又は面接の得点が著しく低い場合は、不合格とすることがあります。総合得点が同点の場合は、学力検査点が高い者を上位の順位とします。</p> <p>*2 一般枠の本学枠・本学枠以外の区分については、令和8年度入試（令和7年度実施分）までの適用です。</p>			